

■諏訪市で確認検査等を行う建築物等の範囲

諏訪市は建築審査会を置かない限定特定行政庁（法第97条の2第1項の規定により建築主事を置く市町村）のため、建築物の用途若しくは規模等により、諏訪市で確認検査等を行うものと、長野県（長野県本庁・諏訪建設事務所）で確認検査等を行うものがあります。下記以外のものについては、長野県の取り扱いとなります。

	用途、構造、規模等
法第6条第1項第2号に掲げる建築物の一部及び第3号に掲げる建築物の確認検査等 ※法・条例等の規定により長野県知事の許可を必要とするものを除く	・下記のいずれにも該当しない建築物 ① 法別表第一（い）欄に掲げる用途に供する特殊建築物でその用途に供する部分の床面積の合計が200㎡を超えるもの ② 2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの（ <u>階数2以下かつ延べ面積300㎡以下かつ高さ16m以下の木造建築物を除く</u> ）
令第138条第1項第1・3・5号に掲げる工作物のうちの一部の確認検査等 ※法第6条第1項第2号に掲げる建築物の一部及び第3号に掲げる建築物の敷地又は建築物の無い敷地に限る ※法・条例等の規定により長野県知事の許可を必要とするものを除く	・煙突で高さ6mを超え10m以下のもの ・擁壁で高さ2mを超え3m以下のもの ・広告塔等で高さ4mを超え10m以下のもの
法第43条第2項第1号の接道に関する認定	・延べ面積（同一敷地内に二以上の建築物がある場合にあっては、その延べ面積の合計）が200㎡以内の一戸建ての住宅
その他上記建築物等に係る全体計画認定、仮設建築物許可等 ※法・条例等の規定により長野県知事の許可を必要とするものを除く	・法第6条第1項第2号に掲げる建築物の一部及び第3号に掲げる建築物

※長野県で審査を行うものであっても、確認申請、許可申請、認定申請書の提出先は原則諏訪市となります。ただし、県で審査を行ったものの中間検査、完了検査申請については、直接県へ提出してください。
 ※建築物省エネ法や、長期優良住宅の認定等の届出・申請についても同様です。

■建築確認申請等に係る問合せ先について

建築確認審査機関：諏訪建設事務所建築課 諏訪市建設部都市計画課	電話0266-57-2923（直通） 電話0266-52-4141（内線268・269）
消防同意審査機関：諏訪広域消防本部 諏訪消防署	電話0266-21-1190（代表） 電話0266-52-0119（代表）